

人間文化研究機構における電子媒体の取扱いについて

平成 17 年 3 月 28 日
総括保護管理者決定

第 1 目的

本取扱いは、人間文化研究機構が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報ファイル（個人データに限る。以下「個人データ」という。）を正確かつ最新の内容に保ち、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のための必要かつ適正な措置を講じ、電子媒体により保管する場合の措置について定めるものである。

第 2 個人データを電子的に保有するもの

電子情報とは、以下の電子媒体に個人データを保管する場合とする。

- 1) 情報ネットワークを介して利用できる情報システム（サーバ）装置及び自動バックアップ装置
- 2) 業務に使用するクライアントパソコン及び端末装置（複数の PC でのファイル共有を含む）
- 3) フロッピーディスク、MO、CD（CD-R/RWを含む）、DVD（R/RWを含む）、スティックメモリなど外部記憶媒体

第 3 管理体制

- 1) 個人データを保有し利用する場合は、管理責任者を定め個人データの適正な管理体制をもって、その利用目的以外の使用の禁止、漏洩、滅失及び毀損の防止に必要な措置を講ずること。
- 2) 管理責任者は、業務従事者に個人データを取り扱わせる場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

第 4 個人データの作成・利用・管理方法等

- 1) 業務遂行目的以外に個人データを電子的に集約したファイルを作成してはならない。また、利用目的、利用者の範囲を明確にすること。
- 2) 作成した個人データファイルは、利用目的、作成者、管理者、注意事項等を明確にした台帳により管理すること。

第 5 個人データの物理的対策

- 1) 個人データファイルを格納した情報システム（サーバ）装置が設置された部屋（サーバ室）への入退室は厳密に行い、当該情報の利用目的により許可された者に限ること。
- 2) 個人データファイルを格納したクライアントパソコン等は、当該情報の利用目的により許可された者以外は当該ファイルの利用ができない方策を講じ、物理的盗難対策も必要かつ

適切な措置を講ずること。

- 3) 個人データを格納した外部記憶媒体の管理は、当該情報の利用目的により許可された者以外の持ち出しを禁止すること。許可された者であっても利用目的外の使用は禁止すること。
- 4) 利用目的を終えた個人データファイルは、速やかに廃棄すること。
サーバ機、P C等を廃棄する場合は、必ず個人情報ファイル及び関係データの消去を行い、外部への流出を防止すること。また、外部記憶媒体の廃棄も同様の措置を講ずること。

第6 個人データの技術的対策

- 1) 外部からの不正アクセスによる個人データの漏洩、滅失又は毀損を防ぐための対策及び内部からの流出防止の対策を講ずること。
- 2) 個人データ流出を防ぐため業務従事者に業務上必要なデータのみアクセス権限を設定すること。また、データにアクセスした場合の記録を保管すること。
- 3) 複数の業務従事者間で個人データファイルをネットワークを介し共有設定を行う場合は、当該ファイルへのアクセス権限の設定を行うなど外部からの改竄、消去などの不正防止に努めること。
- 4) 不正ソフトウェア及びコンピュータウイルスにより個人データの破壊等、悪意のある攻撃に対するウイルス対策やセキュリティ対策を講ずること。
- 5) インターネットや無線LANなど盗聴の可能性のあるネットワークによる個人データの移送・送信は暗号化すること。また、移送時は媒体形式にかかわらず暗号化に努めること。

第7 個人データの外部委託

個人データの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱い個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

以上